



会長	副会長		庶務理事	会計理事
事務局長	課長	代理・係長	担当	受付
	中澤		松本	岡村

日医発第 1446 号 (医賠責)
令和 5 年 11 月 16 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会 常任理事
今村 英仁
(公印省略)

(令和 6 年 1 月始期) 新型コロナウイルス感染症対応
日本医師会休業補償制度について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 11 月に日本医師会の会員向け補償制度として創設しました「新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度」が、来年 1 月 1 日に満期を迎え、令和 5 年度も制度として継続することになりましたので、ご案内申し上げます。

この 2 年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が第 6 波から第 9 波まで順次押し寄せ、補償金のお支払いが高い水準で推移していることから、今回は制度存続に向けて一部条件の変更を実施しておりますが、医療機関の経営安定化に引き続き寄与できる制度となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会ならびに関係医療機関への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

■補償期間：令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 1 日まで

■変更点：

①罹患対象者等の見直し

新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行することで、「濃厚接触者」の特定が不要となり、外出自粛が求められなくなったことから、今まで対象となっていた「濃厚接触者」を除外します。また、罹患対象者を医師または看護師のみに限定いたします。

②患者の生命を守るために中断することができない医療行為（いわゆる「特定医療」）のみを実施した場合の支払限度額設定

「特定医療」のみを継続した場合の補償金の支払い限度額を休業 1 回あたり 50 万円とします。(対象は医療機関のみ)

③掛金の見直し

医療機関、介護サービス事業所共に、年間で12,000円（月あたり1,000円）の掛金引き上げをさせていただきます。

④契約失効後の再加入中止

医療機関は100万円、介護サービス事業所は50万円の補償金支払いに達して契約が失効した場合、今までは途中で再加入ができましたが、今回から再加入ができなくなります。

⑤補償金請求時提出書類の追加

補償金請求の際、従来の必要書類に加え、貼り紙やHP画面等、休業したことがわかる客観的資料のご提出が新たに必要となります。

なお、補償金は、直近の年間売上高から1日あたりの売上高を算出し、休業日数（最長30日までの休業を補償）と保険会社が定める約定支払い割合を乗じて損害額を算出し、補償金額を上限に受け取ることができます。

詳細につきましては、別添の制度チラシおよびQ&Aをご用意しておりますので、併せてご覧ください。

<お申込みについて>

■募集受付開始：令和5年11月20日（月）より受付開始

なお、既にご加入いただいている会員には、日本医師会休業補償制度事務局より、契約時にご登録いただいたメールアドレスに「更新案内」を別途メールで送付いたします。

■お申込み方法（WEBでの申込みのみ）

以下の日本医師会HP（11月20日（月）開設）からWEB申込みにてお願いいたします。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

■補償期間と掛金、WEB申込み締切日一覧

補償開始日	WEB申込締切	掛金入金締切	掛金（1施設あたり）	
			医療機関	介護サービス事業所
令和6年1月1日	12/27（水）16時	12/29（金）	60,000円	30,000円
令和6年2月1日	1/29（月）16時	1/31（水）	55,000円	27,500円
令和6年3月1日	2/27（火）16時	2/29（木）	50,000円	25,000円
令和6年4月1日	3/27（水）16時	3/30（金）	45,000円	22,500円

本制度は日本医師会会員を対象とした任意加入契約のため、令和6年1月1日以降も引き続きご加入を希望される場合には、改めてご加入申込み手続きが必要となります。自動更新とはなりませんので、ご注意ください。

■本制度に関するお問い合わせ先

①制度全般に関するお問い合わせ

日本医師会休業補償制度事務局（業務委託）

TEL 03-4332-4013（平日 9:30～17:00（土日・祝日除く））

E-mail jmabi2020@web-tac.co.jp

②補償金請求に関するお問い合わせ

東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 営業第一チーム

TEL 03-3515-4414（平日 9:00～17:00（土日・祝日除く））

E-mail jmabi2020@tmnf.jp

【「お知らせ」への別添資料】

- ・休業補償制度案内チラシ
- ・【令和6年1月始期】日本医師会休業補償制度に関するQ&A

上記の制度案内チラシやQ&Aは下記HP（11月20日（月）開設）にも掲載しております。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

制度案内チラシは日医ニュース11月20日号および12月20日号に同梱の上、送付する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症に対応する制度として、日本医療機能評価機構が運営する「新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度」もございましたが、既に令和4年度より募集停止となっております。

本件につきましては、下記HPをご参照ください。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009628.html